

## 第 69 回 須坂市都市計画審議会 議事録

### 1 日時

2022 年 1 月 12 日（水）午前 10 時から 12 時まで

### 2 場所

須坂市消防本部 3 階大会議室

### 3 出席者（34 名）

#### （1）委員（15 名）

土本委員（信州大学教授）、笠原委員（長野電鉄㈱代表取締役社長）、  
神林委員（須坂市農業委員会会長）、太田委員（代理：須坂商工会議所春原専務理事）、  
塩崎委員（須坂市議会議員）、荒井委員（須坂市議会議員）、  
石合委員（須坂市議会議員）、佐藤委員（須坂市議会議員）、  
小林委員（須坂建設事務所長）、塚田委員（長野建設事務所建築課長）、  
宮下委員（代理：須坂警察署交通課小林課長）、竹前委員（須坂市連合婦人会長）、  
宮澤委員（須坂青年会議所理事長）、奥原委員（須坂市区長会副会長）、  
山下委員（須坂市教育委員会教育委員）

#### （2）顧問（2 名）

堀内顧問（長野県議会議員）、小林顧問（長野県議会議員）

#### （3）幹事（12 名）

上原幹事（総務部長）、浅野幹事（健康福祉部長）、青木幹事（市民環境部長）、  
小林幹事（社会共創部長）、新井幹事（産業振興部長）、滝沢幹事（まちづくり推進部長）、  
永井幹事（水道局長）、清水幹事（教育次長）、飯塚幹事（消防長）、  
滝澤幹事（道路河川課長）、勝山幹事（まちづくり課長）中山幹事（上下水道課長）

#### （4）書記（5 名）

岸本書記（道路河川課課長補佐兼企画係長）  
神林書記（まちづくり課課長補佐兼都市計画係長）  
村石書記（まちづくり課課長補佐兼まち整備係長）  
川口書記（まちづくり課課長補佐兼公園緑地係長）  
土屋書記（まちづくり課都市計画係企画主事）

### 4 欠席者（6 名）

#### （1）委員（5 名）

牧委員（ながの農業協同組合副組合長）、水越委員（須坂市議会議員）、  
林委員（小布施町建設水道課長）、中澤委員（須坂工業振興会長）、  
岩井委員（元須坂市商店会連合会長）

#### （2）書記（1 名）

村上書記（道路河川課課長補佐兼市道街路係長）

5 傍聴者数

3名

6 報道機関等

0社

7 配布資料

- (1) 第69回 須坂市都市計画審議会 次第
- (2) 第69回 須坂市都市計画審議会 議案
- (3) 資料1 須坂市景観計画新旧対照表
- (4) 資料2 須坂市屋外広告物条例のあらまし(案)
- (5) 資料3 都市計画法第34条第11号区域の見直しについて
- (6) 委員等名簿
- (7) 座席表

8 会議の状況

(1) 開会(神林書記)

(2) 市長あいさつ(三木市長)

(3) 議事(議長:土本会長)

・議案第1号:須坂都市計画 地区計画の決定(須坂市決定)について

→ 議案に基づき、滝沢幹事、勝山幹事から説明

《意見・質疑応答》

① 委員: 建築物等の用途制限に「カラオケボックスその他これに類するもの」が挙げられているが、これは建築基準法で定められているのか、風営法で定められているのか。また、「その他これに類するもの」というのは何を示すか。

→事務局: 建築基準法に「カラオケボックスその他それに類するもの」と規定があるので、そのとおりに設定している。

② 委員: 議案となっている地区計画の決定は、秩序ある開発、土地利用にするために必要な制限を加えるものだと考えている。災害対策や景観などは個々の開発行為の中で都市計画法等にそって対応することになる。

商工会議所ではこの開発が単なる都市的土地利用にするだけでなく、新しいまちづくりをしていこうということで、新しい技術を融合しあつた次世代環境政策、ゼロカーボンなどの取り組みを進めている。このように新しいまちづくりにむけて組織をあげて取り組んでいることを加味していただきたい。

→事務局: 具体的な開発の内容については、地区計画が決定した後に具体的に事業者が考えていくことになる。開発に対して地区計画で一定の制限を加える。商工会議所においても研究を進めていただいております、感謝申し上げます。

③ 委員: 用水路に貴重な水生生物のスギナモが生えている。これはきれいな水でしか生えないので、意見書にもあるようにぜひきれいな水を守ってもらいたい。ま

た環境問題に配慮した開発にしてほしい。

意見書の中で農地を守ってほしいとのことだが、農業従事者が減ってきている中で、耕作放棄地は増えてきている。市として農地の保全と活用に関して農業委員会と連携して耕作放棄地の抑制・発生防止に努めていくとの話があり、非常に心強い発言であったので、私としては承認していくべきと思う。

→事務局：今回の開発地の西側にも農地が残っているので、今回の開発計画の中で下流に影響がでないよう須坂市としても協議していく。工場排水等については関係法令を守りながら下水道につなげていただき、農業用水を守っていく。

耕作放棄地等の解消については、引き続き関係する皆さんと連携し進めていく。

- ④ 委員：開発行為は長野県、農地転用は農業委員会でチェックしていくことになるが、須坂市としてこの地域が開発されていくことに対し、どのように指導していくのか。

→事務局：地区計画において、住宅地から工場の建物まで距離をとるように制限を設けている。騒音と汚水については関係法令により規制されるが、それらについて須坂市としても開発の協議のなかで対応していきたい。

災害については、千曲川の堤防強化を含め対策を進めてきている。このエリアに防災拠点として大きな建物もできるので、これを活用しながら、開発が地域の皆様にとってよいものになるように事業者とも協議していく。

- ⑤ 委員：この地区計画のすぐ近くに蛍が出ている場所がある。この地域が開発されることでどのような影響がでるか検証してほしい。

また、耕作放棄地もあるが、後継者のいない工場や廃工場とか、いろいろ他のところでもやれることもあるのではないかと思います。

→事務局：蛍については、具体的な発生場所を教えてください。生活環境課でも水質調査をしている。工場の建設にあつては、環境に配慮したものにしていただくよう協議していく。

工場用地については空きがなく、須坂市都市計画マスタープランにおいて既存の工業団地周辺を位置付けさせていただいている。今回の地区計画もマスタープランに位置付けた場所であり、まずはここから拡大していきたいと考えている。

- ⑥ 委員：工場の排水については影響がないように担保していただくことが大事だと思っている。川の流れについても農業をやっている方には関係する。工場の建設について心配されている方もいらっしゃるので、須坂市として地区計画を決定するにあたり、どのように担保をとっていくのか教えてください。

→事務局：開発許可は長野県ですが、その前段で須坂市の宅地開発指導指針に基づく事前協議を行い、内容を確認していく。指針の中でも地元への説明をするようになっていっているので、その中でしっかりとチェックしながら、法律に基づくだけでなく、須坂市としても協議を行っていく。

- ⑦ 委員：地区計画についても須坂市総合計画、都市計画マスタープランに沿ってしっかり説明されているようで、洪水もあったようですが、避難訓練や避難計画を進

めていただくなど対応していただければと思います。

決定したマスタープランや地区計画に沿って進めていただきたいと思います。

●議案第1号について、原案のとおり同意し、市長に答申することに決した。

・議案第2号：須坂市景観計画の変更について

→ 議案に基づき、滝沢幹事、勝山幹事から説明

《意見・質疑応答》

① 委員：須坂市景観計画の中で、「建造物」という記載があるが「建築物」ではないか。まちづくり課の管轄では地区計画を見ても、建築物と言ってきたがあえて建造物というのはなぜか。

→事務局：建物だけではなく石積みなども景観のほうには含めて、より良い景観となるように建造物とした。

② 委員：須坂市景観育成住民協定締結で21件から6地区に減っているのはなぜか。

また、改定案のなかで米子大瀑布から米子瀑布に変更されたのはなぜか教えていただきたい。

→事務局：景観計画が策定される前に、それぞれの地区で景観を守っていただくということで住民協定を多く進めてきたがなかなか広がっていかないということもあり、須坂市として景観全体を守るために平成25年に景観計画を定めた。それにより地区ごとの役割が終わったということで減ってきている。

米子大瀑布については、国の名勝に指定されたときに指定名称が米子瀑布群となっている。滝だけでなく周辺遺跡等も含めての米子瀑布群という表現になった。

●議案第2号について、原案のとおり同意し、市長に答申することに決した。

(4) その他

① 須坂市屋外広告物条例について

→ 資料2に基づき、勝山幹事より説明

《意見・質疑応答》

ア 委員：老朽化対策について要綱に入らないのか。

→事務局：点検義務について、市の条例でも規定したいと考えている。

イ 委員：彩度についてどのように考えているか。

→事務局：概要版に彩度についてわかるよう作成したい。

ウ 委員：手数料について、毎年徴収されるのか、1回だけなのか。

→事務局：3年に一度申請が必要となるので、3年に一度お支払いいただく。

② 都市計画法第34条第11号区域の見直しについて

→ 資料3に基づき、勝山幹事より説明

《意見・質疑応答》

ア 委員：34-11の区域指定した効果はいかがか。

→事務局：この制度は市街化調整区域の集落の維持が目的であり、一定の効果はあったと考えている。

イ 委員：この制度は市街化調整区域の中でいい意味で秩序が崩れたのではないか。

→事務局：この区域指定にあっては、住宅が 50 戸以上連単しているところで農振農用地は除外する必要がある、厳密に区域指定した。市街化区域の人口が市街化調整区域に多く流れてくるということでない。市街化区域の人口集中は図りつつ、市街化調整区域の人口の維持に努めていきたい。

ウ 委員：農業委員会として本制度についてどう考えるか。

→委員：規制が緩和されたが、あまり家が建っていないように感じる。いずれにしろ、規制が緩和されたことはいいのではないかと思う。

(5) 閉会（神林書記）